

<取扱い注意>  
2023年総合生活改善の取り組み メーカー部会12組合 回答内容

資料1

2023年3月15日  
自動車総連

組合名	要 求				回 答			
	個別賃金水準(円) 1行目:若手技能職*1 2行目:中堅技能職*2	平均賃金要求	一時金(年間月数)	非正規雇用で働く仲間に関する取り組み(賃金・一時金など)	個別賃金水準(円) 1行目:若手技能職*1 2行目:中堅技能職*2	平均賃金要求	一時金(年間月数)	非正規雇用で働く仲間に関する取り組み(賃金・一時金など)
トヨタ	317,490 397,240 423,120*3	平均賃金の引き上げを要求 資格ごとの引き上げ額を要求書に記載 事技職 指導職 : 9,370円 業務職 業務職1級 : 4,670円 技能職 EX級 : 5,470円	6.7	<賃金> スキルド・パートナー会員: 一般組合員の交渉結果に連動した賃金を要求する。 パートタイマー会員、シニア期間従業員会員: 一般組合員の交渉結果を基本とし、水準の底上げを加味した賃金を要求する。 <一時金> スキルド・パートナー会員、パートタイマー会員: 一般組合員の交渉結果に連動した一時金を要求する。	317,490 397,240 423,120*3	平均賃金の引き上げ(非公開) 資格ごとの引き上げ 事技職 指導職 : 9,370円 業務職 業務職1級 : 4,670円 技能職 EX級 : 5,470円	6.7	<賃金> スキルド・パートナー会員: 一般組合員の交渉結果に連動した賃金引き上げを実施。 パートタイマー会員:各職種ともに時間給を30円引き上げる。 シニア期間従業員会員:日給で100円を引き上げる。
日産	316,600*4 350,100*4	総額:平均賃金改定原資12,000円	5.5	シニアパートナー組合員・パートナー組合員 :(一般組合員に準じた額として)月給の一人平均改定額6,000円	事務折衝にて確認	賃金制度に基づく改定原資12,000円	5.5	シニアパートナー組合員・パートナー組合員 :月給の一人平均改定額6,000円
本田技研	322,350 388,750	総額:19,000円	5.0+1.4	直接雇用の非正規従業員に対し、組合員との関連性を意識した賃金引上げの個別検討を要望	322,350 389,800	総額:19,000円	6.4	期間従業員・有期契約社員:組合員との関連性を意識した賃金引上げの検討を個別に行う。 無期嘱託従業員:正規同様の賃金引上げ、一時金月数を支給
マツダ	*5 *5	総額:13,000円	5.3	<賃金> エキスパート・ファミリー組合員、再雇用組合員、期間社員組合員(6ヶ月勤務し契約を更新した者):等級5以下組合員に準じた要求 <一時金> エキスパート・ファミリー組合員、再雇用組合員: 等級5以下組合員に連動期間社員組合員:夏季・冬季一時金の月数に14,000円を準じた金額を特別手当に加算	*5	総額:13,000円	5.3	<一時金> エキスパート・ファミリー組合員、再雇用組合員: 一般組合員に連動 期間社員組合員:夏季・冬季一時金の月数に14,000円を準じた金額を特別手当に加算
三菱自工	*5 *5	総額:一人平均13,000円	6.0	<賃金改善分> 時給制:50円、月給制:8,150円を要求する。	*5	賃金引上げ総額13,000円	6.0	定年後再雇用者:時給制50円、月額性8,150円 期間従業員・有期契約社員・パート・アルバイト:時給制50円
スズキ	*5 *5	賃金制度維持(昇給制度維持)に人への投資を加えた賃金引き上げ 総額 組合員一人平均 12,200円	5.8	<賃金> 再雇用嘱託社員の賃金をランクに応じて要求する。	*5	昇給制度維持分の人への投資を加えた 組合員一人平均12,200円	5.8	正規従業員に準じた賃金改善を行う。
SUBARU	291,860 323,044	総額:一人平均10,200円	5.0+0.6	組合員である再雇用者については、年収ベース(月例賃金+一時金)で一般組合員と同等の引き上げを要求する。 組合員ではない同じ職場で働く仲間については、「同一価値労働同一賃金」の観点などから総合的な労働諸条件改善を要求する。	別途確定	総額:一人平均10,200円	5.6	年収ベース(月例賃金+一時金)で一般組合員と同等の賃金引き上げとする。
ダイハツ	*5 *5	総額:11,200円	5.5	<賃金> 一般組合員に準じた改善分とする。	*5	総額:11,200円	5.5	<賃金> 一般組合員に準じる。
いすゞ	293,336 383,243	賃金カーブ維持分に魅力ある職場に向けた「人への投資」を加え、 一人平均12,000円	5.0+1.0	再雇用組合員(スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ)の取り組み:賃金制度見直しを含めた処遇全般の見直しに向けた通年での議論を要求する。 組合員以外の直接雇用非正規労働者の取り組み:同じ職場で働く仲間の意欲・活力の向上、職場の一体感の醸成のための処遇改善を要請する。 また雇用形態ごとの不合理な待遇差がないよう処遇の実態確認と必要に応じた改善を要請する。	別途確定	総額:12,000円	6.0	引き続き、通年で議論する。
日野	300,500 370,000	制度維持分+賃金改善分 総額:7,500円	5.0	<賃金> 制度維持分および賃金改善分の総額として組合員一人当たり7,500円(シニア組合員含む) <一時金> シニア組合員:5.0ヶ月を要求する。	別途確定	総額:7,500円	4.7	賃金:組合員に準じた賃金改定を行う。 一時金:一人平均4.7ヵ月相当とする。
ヤマハ発動機	277,400*6 317,200*6	賃金改善分7,000円 (総額:13,400円相当)	6.6	正規社員と同水準の賃金改善を要求する。	別途確定	総額:15,400円 (賃金改善分9,000円)	6.5	正規社員の賃金改善分相当の処遇改善
日本発条	*5 *5	総額12,000円	6.0	<賃金> シニア組合員:月額4,700円(時給ベース30円)引き上げる シニア組合員を除く直接雇用の非正規で働く仲間:時給30円引き上げる <一時金> シニア組合員:6.0ヶ月を要求する。	*5	総額:12,000円	5.5+α	<一時金> シニア組合員:5.5ヵ月+α
12組合	-	-	5.87	-	-	-	5.79	-
(参考)11メーカー組合	-	-	5.85	-	-	-	5.82	-

\*1:「技能職若手労働者(若手技能職)」とは、生産現場において、上司の包括的な指示の下、日常の担当業務を独力で遂行できる技能を有し、小集団の中で後輩への適切な指導やチームワークの醸成ができ、近い将来、監督者との間に立って職場を底支える中堅の作業者となり得る資質・能力を備えた者。3人世帯。

\*2:「技能職中堅労働者(中堅技能職)」とは、生産現場において、習熟期間をほぼ終了し、基幹的作業に対して一人前の技能を有し、後輩への適切なアドバイスとチームワークの醸成ができ、近い将来、熟練作業者あるいは優秀な監督者となり得る資質・能力を備えた者。4人世帯。

\*3:技能職EX級 技能3等級 \*4:原資を評価に基づき配分する賃金制度の特性上、参考値 \*5:非公開